

# 令和7年度「大任中学校いじめ防止基本方針」

## 1 「学校のいじめ防止基本方針」の目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、起こりうる」との共通認識を持ち、大任中学校におけるいじめの問題を克服し、生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法等に基づき関係機関が相互に連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

### (1) 本校のいじめの問題に対する考え方

□ いじめは、どの生徒にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

いじめの態様で最も多いのは、「ひやかし、からかい等」であり、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。さらに、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合が多い。

また、生徒の中には、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても周囲の反応を恐れていじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、生徒理解の様々な変化をとらえて適切に対応していく。

さらに、いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめはどの子供にも、どの学級でも起こりうる」「いじめられている子を最後まで守り抜く」という意識を常にもって取り組む。

このように、未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取り組みを講じる。

### □いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、生徒に対して、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

心理的な影響： 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間はずれ、集団による無視をされる。携帯電話におけるSNS上での誹謗中傷や嫌なことをされる。等

物理的な影響： 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

□学校いじめ防止基本方針は、学校通信等を通して、生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(2) 校内組織（校内いじめ問題対策委員会等）の整備

ア 構成員

組織の名称		校内いじめ問題対策委員会		
組織 の 構 成 員	教 職 員	職 名 等	分 掌 等	校内での役職名
		校 長	—	—
		教 頭	—	—
		教 諭	生徒指導部	生徒指導主事
		教 諭	生徒指導班	補導
		教 諭	生徒支援班	児童生徒支援加配
		養護教諭	教育相談班	養護教諭
	外部専門家等	スクールカウンセラー	—	—
		スクールカウンセラー	—	—
		スクールソーシャルワーカー	—	—
		生徒指導支援スタッフ	—	—
		スクールサポーター（田川署）	—	—
		学校評議員	—	—
		学校関係者評価員	—	—
		主任児童委員	—	—
		PTA会長	—	—
		学 校 医	—	—

イ 校内組織の役割

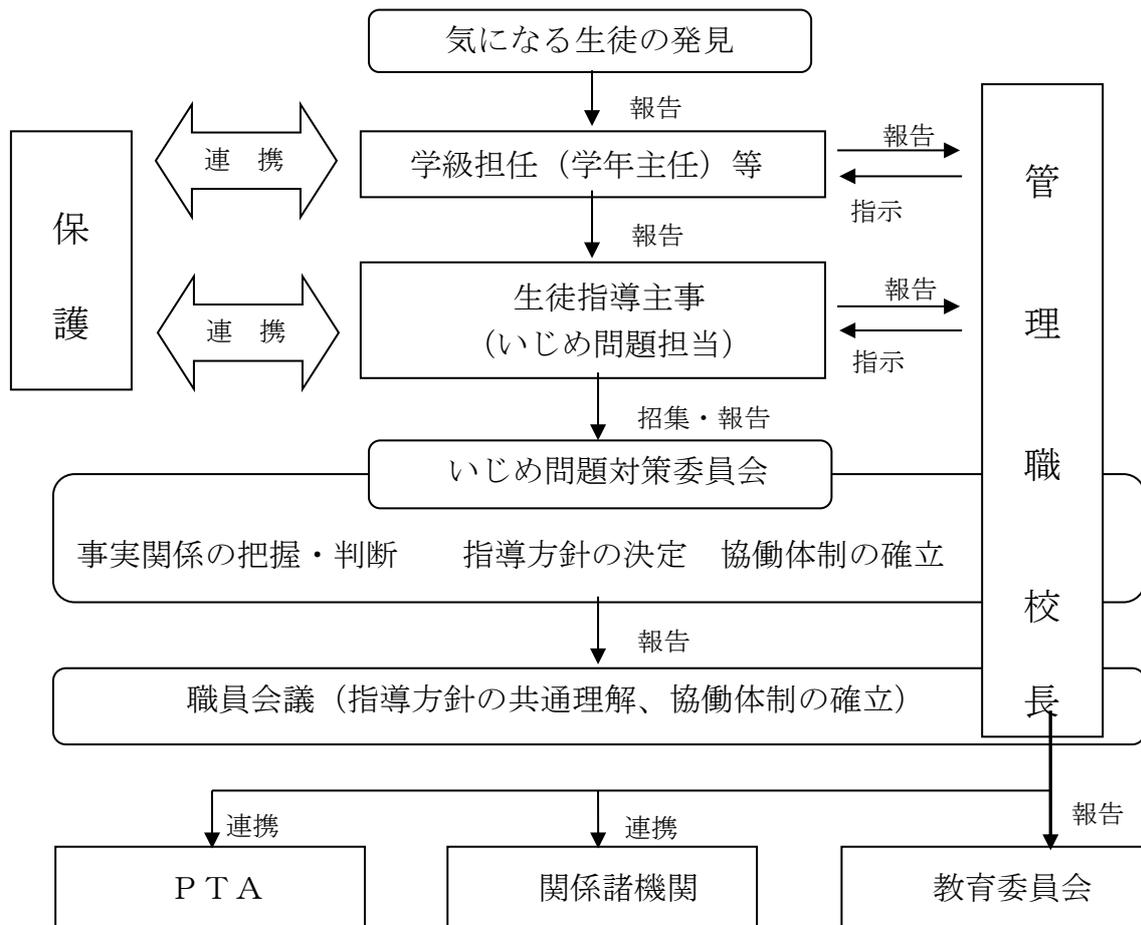
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証の中核
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの事案に対する組織的対応の中核としての指導方針・対応方法等の検討
- いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引き（令和3年3月福岡県教育委員会）
- いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（令和5年2月7日文部科学省）
- 学期に1回、全生徒を対象とした教育相談週間の実施と結果の把握
- 定期的な開催（月1回以上）

(3) 関係機関との連携

- 警察への相談・通報
- 大任町いじめ問題対策連絡協議会
- 要保護児童対策連絡協議会
- 校区ケース会議
- 学校警察連絡協議会

#### (4) 報告体制

□いじめの報告体制



#### (5) 教員研修

- 学校基本方針の共通理解を図る研修の実施（年度当初）
- 「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修の実施（年度当初）
- SCによる教育相談についての研修（6月）
- 専門家を招聘した研修会の実施（夏期休業期間等）

#### (6) いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処への取組【取組の実施組織・年間計画】

##### ア いじめの防止の取組

- 生徒指導の視点に立つ授業づくり
- 命の教育の推進
  - 偶然性、有限性、連続性を視点に生命尊重の内容項目を重点に道徳科の学習。
  - 花の日などを中心に、生まれる命、育つ命、死にゆく命の3つの場面を直接的・間接的に体験できる活動。
- 人間関係・集団づくりの推進
  - 学級活動、生徒会活動、学校行事及び総合的な学習等を通じた望ましい人間関係づくり。
- 規範意識の醸成
  - ルールやマナーを考え、実践し、振り返る活動の実施。

## イ いじめの早期発見の取組

学級担任、教科担当者、部活動顧問、養護教諭、管理職など、当該生徒が相談しやすい教員を中心としたチームを編成し、組織的に対応する。別室指導や出席停止等の迅速な対応を行う。

- ◇校内生徒指導委員会（毎週）
- ◇校内いじめ対策委員会（毎月）
- ◇1次・2次・3次対応による支援と指導

## ウ いじめの対処への取組

- いじめに対する基本姿勢
- 1次・2次・3次対応による支援と指導等  
(いじめを受けた側への支援、いじめを行った側への指導、保護者への助言)
- 町の支援チーム・県と連携したいじめ問題学校支援チームの活用
- 警察等との連携（通報）

## (7) ネット上のいじめの対応

- 情報モラル教育の実施
- 保護者と学ぶ規範意識育成事業の実施

## (8) 教育相談体制

- スクールカウンセラー等の配置・適切な活用
- 相談BOXの周知
- 子どもホットライン24などの相談窓口の周知

## (9) 保護者・地域等への働きかけ

- PTA行事成人講座や学年懇談会等におけるいじめの問題に関する研修会等の実施
- いじめに特化した家庭用リーフレットやチェックリストの活用

## (10) 取組状況の評価

- 各学期の取組を評価・分析

## (11) 学校評価・教員評価

- アンケート等による学校評価

## (12) いじめの解消について

いじめが解消している状態とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上の期間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定する。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

・ 年間計画

月	早期発見・早期対応の取組 (◇月1回)(◆学期1回)(●常設)	学校の組織的指導体制の整備 (*月1回以上)	いじめに対応する 教育活動の推進 (●年間)	評価・分析 の取組
4月	・「いじめの定義」と「報告の在り方」 の生徒への周知 ◇「いじめに特化した無記名アンケート 簡易版」、「学校生活アンケート」等 生徒理解のための調査 ●相談ポストの設置	*校内いじめ問題対策委員会 ・「いじめの定義」と「報告の在り 方」の職員研修 ・生徒理解のための職員会議	●いじめを生まない教育活 動の推進	
5月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 簡易版」、「学校生活アンケート」等 生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談	*校内いじめ問題対策委員会		
6月	◇いじめに特化した記名アンケート調査 (※学期に1回) ◆生徒の悩みや不安の解消に向けた 「教育相談週間」(学期に1度)	*校内いじめ問題対策委員会 ・教育相談についての研修会(S C)	・家庭・学校において、い じめ撲滅への啓発・早期発 見のため「保護者用いじめ チェックリスト」の配付	
7月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 簡易版」、「学校生活アンケート」等 生徒理解のための調査	*校内いじめ問題対策委員会		
8月		・SC等の専門家を招聘した研修会 ・特別支援教育の視点にたつ児童 生徒理解の研修会		・1学期の 取組を評 価・分析
9月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 簡易版」、「学校生活アンケート」等 生徒理解のための調査 ・アンケートをもとにした個人面談	*校内いじめ問題対策委員会		
10月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 簡易版」、「学校生活アンケート」等 生徒理解のための調査	*校内いじめ問題対策委員会	・いじめ撲滅への啓発・早期 発見のため「保護者用いじめ チェックリスト」の配付	
11月	◇いじめに特化した記名アンケート調査 (※学期に1回) ◆生徒の悩みや不安の解消に向けた「教 育相談週間(月間)」	*校内いじめ問題対策委員会		
12月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 簡易版」、「学校生活アンケート」等 生徒理解のための調査	*校内いじめ問題対策委員会	「いじめ早期発見・早期対 応リーフレット(家庭向 け)」の配付	・2学期の 取組を評 価・分析
1月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 簡易版」、「学校生活アンケート」等 生徒理解のための調査	*校内いじめ問題対策委員会	・いじめ問題への保護者等 向け研修会等の開催	
2月	◇いじめに特化した記名アンケート調査 (※学期に1回) ◆生徒の悩みや不安の解消に向けた「教 育相談週間(月間)」	*校内いじめ問題対策委員会		・年間の取 組を評価・ 分析
3月	◇「いじめに特化した無記名アンケート 簡易版」、「学校生活アンケート」等 生徒理解のための調査	*校内いじめ問題対策委員会		